

(写)

令和8年7月13日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 殿

長野地方最低賃金審議会

運営問題小委員会

委員長 山本 恭子

長野地方最低賃金審議会の運営について（報告）

令和8年7月13日開催の当委員会において、令和8年度における標記について検討した結果を、下記のとおり報告します。

記

1 長野県最低賃金について

- （1）発効は、10月1日を目途に審議する。
- （2）結審は、審議会令第6条第5項を適用しない。

2 特定（産業別）最低賃金について

- （1）発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。
- （2）第1回の専門部会は全業種の合同部会とする。
- （3）各専門部会は、3回を目途で結審とする。
- （4）結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。